

令和3年8月3日

川口市立学校（園）長 様

学 務 課 長

### 緊急事態宣言を受けた対応について

標記の件につきまして、別添写し（令和3年8月2日付事務連絡）のとおり埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長より通知がありました。

本市においても、新型コロナウイルス感染症の陽性者が増加をしており、予断を許さない状況が続いております。

つきましては、各学校（園）長より、下記の対応を教職員に周知するとともに、感染防止対策の更なる徹底をお願いします。

なお、教職員に対し、県民に要請していること等について遵守するだけでなく、模範となるよう率先して実行することの徹底についてもお願いします。

### 記

#### 1 緊急事態措置の実施期間中に特に留意すべきこと

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動は自粛すること。特に午後8時以降の外出を控えること（医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く）。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること（飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店を利用する）。
- ・ 不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動は、極力控えること。
- ・ 外出する必要がある場合にも、極力、家族や普段行動を共にしている仲間と少人数とし、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・ 買い物はできる限り一人で行くこと。

- ・外出・移動の際には、可能な限りの感染防止対策を講じた上、目的とする場所以外に立ち寄ることなく直行・直帰を徹底すること。
- ・路上・公園等における飲酒など感染リスクが高い行動を控えること。
- ・ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること。
- ・飲食の際は、90分を限度とし昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること。
- ・会食は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く）とし、ホームパーティーは自粛すること。
- ・マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、3密回避を徹底すること。
- ・引き続き職場における暑気払い等の行事については実施しないこと。

## 2 教職員の感染リスクの更なる低減について

- ・夏季休業中に限り、授業等、校務の運営に支障がない範囲において、自宅勤務及び時差出勤の運用について活用すること。
- ・午後8時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、執務の継続に必要な場合を除き、午後8時以降は執務を行わないこと。
- ・校内の空いている会議室等を活用できる場合は、業務を行う部屋を分け、同一の部屋で従事する教職員を減らすこと。また、机間等にパーティションを設置する等の空間的対応の実施についても併せて検討すること。
- ・教職員に風邪症状が見られる場合には、出勤の自粛を徹底すること。

担当：学務課学事係  
加藤  
電話：258-1256